

参考資料

● 幼保連携型認定こども園 ●

|                     | 国の職員配置基準による職員数<br>(施設型給付費支給対象職員数)   | 神戸市の要綱に基づく加配職員数  |
|---------------------|---|--|
| 施設長                 | 園長 1 人  |  |
| 直接処遇職員<br>(看護師等を含む) | <p>保育教諭 (年齢別配置基準※)</p> <p>主幹 (主任) 保育教諭を専任化させるための代替要員を配置している場合は、+1 人 (教育標準時間認定子ども (1号) がいる場合は、+2 人まで)</p> <p>保育認定子ども (2号・3号) の利用定員が 90 人以下の施設は、+1 人 (休けい保育士)</p> <p>保育標準時間認定を受けた子どもがいる場合は、+1 人 (保育士)</p> | <p>神戸市民間施設保育教諭等加配補助金交付要綱に基づく加配</p> <p>民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱に基づく加配</p> |
| 栄養士・調理員<br>事務員等     | <p>調理員</p> <p>①保育認定子ども (2号・3号) の利用定員が 40 人以下……調理員 1 人</p> <p>②同利用定員が 41 人以上……調理員 2 人</p> <p>ただし、調理業務を委託している場合は 0 人</p>  | <p>神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱に基づく加配</p>                                       |

※ 年齢別配置基準 (児童数 : 職員数)

|        |        |
|--------|--------|
| 乳 児    | 3 : 1  |
| 1、2 歳児 | 6 : 1  |
| 3 歳 児  | 20 : 1 |
| 4 歳以上児 | 30 : 1 |

参考資料

●保育所●

|                     | 国の職員配置基準による職員数<br>(施設型給付費支給対象職員数)   | 神戸市の要綱に基づく加配職員数   |
|---------------------|---|---|
| 施設長                 | 所長を配置する施設は、1人   |   |
| 直接処遇職員<br>(看護師等を含む) | 保育士（年齢別配置基準※）<br><br>主任保育士を専任化させるための代替要員を配置している場合は、+1人<br><br>保育認定子ども（2号・3号）の利用定員が90人以下の施設は、+1人（休けい保育士）<br><br>保育標準時間認定を受けた子どもがいる場合は、+1人（保育士） | 神戸市民間施設保育教諭等加配補助金交付要綱に基づく加配<br><br>民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱に基づく加配 |
| 栄養士・調理員<br>事務員等     | 調理員<br>①保育認定子ども（2号・3号）の利用定員が40人以下……調理員1人<br>②同利用定員が41人以上……調理員2人<br><br>ただし、調理業務を委託している場合は0人   | 神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱に基づく加配                                       |

※ 年齢別配置基準（児童数：職員数）

|       |      |
|-------|------|
| 乳児    | 3：1  |
| 1、2歳児 | 6：1  |
| 3歳児   | 20：1 |
| 4歳以上児 | 30：1 |